

別紙9 平成元年5月8日付直資2-208 「租税特別措置法（相続税法の特例のうち農地等に係る納税猶予の特例及び延納の特例関係以外）の取扱いについて」

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>69の4-8</p> <p>措置法第69条の4第1項に規定する「国の事業の用に供されている宅地等で財務省令で定める建物の敷地の用に供されているもの」には、被相続人以外の者が当該建物を所有している場合のその敷地の用に供されている宅地等を含むのであるから留意する。</p>	<p>69の4-8</p> <p>措置法第69条の4第1項に規定する「国の事業の用に供されている宅地等で大蔵省令で定める建物の敷地の用に供されているもの」には、被相続人以外の者が当該建物を所有している場合のその敷地の用に供されている宅地等を含むのであるから留意する。</p>